



沖縄県医療ソーシャルワーカー協会では
皆様からの入院・介護に関するご相談を
医療ソーシャルワーカー(MSW)が
お受けしております。お気軽にご相談ください。

<https://msw-oaswhs.jp/>

沖縄県医療ソーシャルワーカー協会・自主勉強会

『ヒロシマ・ソーシャルワークについて学ぶ』



嘉手納 泉也（かでな もとや）

沖縄県那覇市生まれ。

医療ソーシャルワーカー16年目です。

那覇市の大浜第一病院に勤務しています。

沖縄県MSW協会 社会活動部に所属しています。
8月6日に「フィールドワーク in広島」を実施します。

勉強会について

- ・当協会が8月6日に行う「フィールドワークin広島」の事前学習に位置づけていますが、ソーシャルワーク実践を広く知って頂きたく、どなたでも参加が可能となっています。
- ・私は広島出身者でもなく、ヒロシマ・ソーシャルワークの実践者でもありません。
- ・**「フィールドワーク」の事前学習として原爆被害者へのソーシャルワーク支援についてまとめた内容をお伝えします。**詳細はMSWニュース5月号をご参照ください。
- ・内容は、著書『ヒロシマのソーシャルワーク 不条理の是正という本質に迫る』（2019年、かもがわ出版）を参考にしています。
- ・きっかけは、2023年2月18日に開催された沖縄県ソーシャルワーク学会・社会福祉公開セミナーにて「平和と人権とソーシャルワーク」の基調講演の**村上須賀子先生より、「広島原爆の日である8月6日に、現場を実際に見聞きしてみませんか？」**とフィールドワークの提案からでした。
- ・ここ沖縄も戦争経験地域として恒久平和の伝承が行われています。広島で行われた実践を通して、平和や人権、医療や福祉について考える機会として設定いたしました。

ヒロシマ・ソーシャルワークとは

1945年8月6日、広島に原子爆弾が投下され、約30万人が被爆を受けました。政府は1957年以降、被爆者認定制度（医療費助成や手当）を運用しましたが受給要件が厳しく、現場の医療ソーシャルワーカーは日々被爆者の相談に応じるなかで制度の矛盾を感じていました。1975年に原爆被害者問題ケースワーカー懇談会を立ち上げ、被爆者の語りを聴き、生活史調査を行い、原爆症認定の裁判などに取り組みました。ソーシャルアクション、社会の変革ともいうべきソーシャルワーク実践です。

内容

1. 歴史的経緯
2. 概要および制度
3. 支援内容
4. 感想や意見交換

広島県について



出典: <https://map.yahoo.co.jp/>

人口は約146万人

総面積は2,281 km²

被爆者 99人 (2021年、厚労省)



出典: <https://map.yahoo.co.jp/>

人口は約275万人（広島市は約118万人）

総面積は8,479 km²（沖縄県の約4倍）

広島市の高齢者（71歳以上）の4人に1人は
被爆者（26.3%）

1. 歷史的經緯

1.歴史的経緯

1945年8月6日	原子爆弾が上空600メートルでさく裂。立ち上るきのこ雲。約30万人が被爆。
1949年	「広島平和記念都市建設法」が8月に施行。1955年に平和記念館が開館。
1957年	「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」制定。 原爆症認定制度の開始 。1960年に医療費助成開始。
1968年	「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（特別措置法）」制定。 諸手当の給付（月額1万円など）は所得制限があり、半数以上が非該当。 MSWは日々被爆者の相談に応じ、制度の矛盾の理不尽な説明に迫られた。
1975年	原爆被害者問題ケースワーカー研究会の立ち上げ。
1977年	生活史調査の取り組み（NGO被爆者問題国際シンポジウムが契機）。
1980年	12月11日、厚生省意見書。被爆者の特殊性を「 放射線による健康上の障害 」に限定し、戦争の「一般の犠牲」として国民すべてが受忍（損害・我慢）すべきとした。
1981年	MSWを中心に専門ボランティア「原爆被害者相談員の会」が結成。 先輩ワーカーや近隣MSWの紹介で会に参加。現在も継続。
1982年	3月21日、「平和のためのヒロシマ行動」集会。平和公園周辺に20万人が結集。
2001年	原爆症認定基準を初めて公表。被爆距離（3.5km内）と癌との原因確率を示す。

1945年8月6日、原子爆弾が上空600メートルでさく裂。立ち上るきのこ雲。約30万人が被爆

午前8時15分。

人類史上初めて、広島に原子爆弾が投下されました。

投下から43秒後、地上600メートルの上空で目くらむ閃光を放って炸裂し、小型の太陽ともいえる灼熱の火球を作りました。火球の中心温度は摂氏100万度を超え、1秒後には半径200メートルを超える大きさとなり、爆心地周辺の地表面の温度は3,000～4,000度にも達しました。



1945年8月6日、原子爆弾が上空600メートルでさく裂。立ち上るきのこ雲。約30万人が被爆

原爆投下後に様々な機関が調査を行っていますが、原爆によって死亡した人の数については、現在でも、**正確には分かっていません**。

本市では、放射線による急性障害が一応おさまった昭和20年（1945年）12月末までに、**約14万人**が亡くなられたと推計しています。

8月6日原爆投下当時、広島市には居住者、軍人、通勤や建物疎開作業への動員等により周辺町村から入市した人を含め**約35万人**の人がいたと考えられています。

また、日本人だけでなく、**米国生まれの日系米国人**や、ドイツ人神父、東南アジアからの留学生、そして、当時日本の植民地だった朝鮮と台湾、さらには中国大陆からの人々、そして米兵捕虜など、**様々な国籍**の人がおり、こうした方々もいやおうなく原爆の惨禍に巻き込まれました。

爆心地から1.2キロメートルでは、その日のうちに**ほぼ50%**が亡くなられました。それよりも爆心地に近い地域では80～100%が亡くなられたと推定されています。

1957年、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」制定

- 被爆者健康手帳の交付（約 20 万人） *長崎市及び広島市、隣接区域
- 医療の給付
認定疾病に対する医療の給付を開始
- 健康診断
全被爆者に対する無料の健康診断（年 2 回・定期）の実施を開始
- 特別被爆者制度創設
認定疾病被爆者の認定疾病以外の医療費の自己負担分を無料化
- 特別被爆者の範囲要件を拡大
被爆地点が爆心から 2 km以内→ 3 km以内（昭和 37 年 4 月）
- 範囲要件拡大
投下後 3 日目までの入市被爆者も追加（昭和 40 年 10 月）

1968年、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（特別措置法）」制定

- **特別手当創設**
- **健康管理手当創設**
- **介護手当創設**

特別被爆者であって要介護状態にある者が、介護のため支出した費用に対して手当を支給開始

- **葬祭料創設**

特別被爆者が死亡した場合、葬祭料を支給（昭和44年3月）

- **全被爆者に対する無料のがん検診実施開始（昭和63年5月）**

- **海外からの手帳交付申請を可能とする（平成20年12月）**

1975年、原爆被害者問題ケースワーカー懇談会の立ち上げ

私たち広島で被爆者福祉に従事するケースワーカーは、1975年11月、被爆者相談を充実させるために広島原爆被害者問題ケースワーカー研究会を発足させ、被爆者のおかれている実態、被爆者のかかえる問題を解決するためのケースワーカーの役割・方法について検討を重ねてきました。その一環として、1977年8月に開催された「NGO国際シンポジウム」の社会科学調査に参加し、30人の被爆者の生活史調査を行ないました。この調査から、原爆が人間にもたらした「いのち・くらし・こころ」にわたる全体破壊の深刻な実相を知らされ、生命をおかされながらも、被爆者として生き抜こうとする被爆者の姿から生きることの尊さを教えられました。（以下、省略）

出典：「はしがき」（『三十五年目の被爆者』）

1975年、原爆被害者問題ケースワーカー懇談会の立ち上げ

研究会の内容（抜粋）

日時	場所	報告者	内容
1980年2月16日	広島市民病院	若林節美	研究会活動をふりかえって－ケースワークにおける生活史把握の意味の模索
1980年4月26日	広島市社会福祉センター	大野勇夫	生活史調査と医療福祉援助
1980年7月26日	社会福祉センター	牧村美枝子	老人ホームで生活する原爆孤老の面接から
1981年2月21日	社会福祉センター	江崎須賀子	民間被爆者相談事業について （広島市民病院）
1981年3月28日	社会福祉センター	加藤礼子	認定申請に伴なう問題点について ＜広島赤十字病院＞

1981年、MSWを中心に専門ボランティア「原爆被害者相談員の会」が結成

1980年12月11日、厚生大臣の私的諮問機関である原爆被爆者対策基本問題懇談会は「被爆者対策のあり方」についての答申を発表しました。

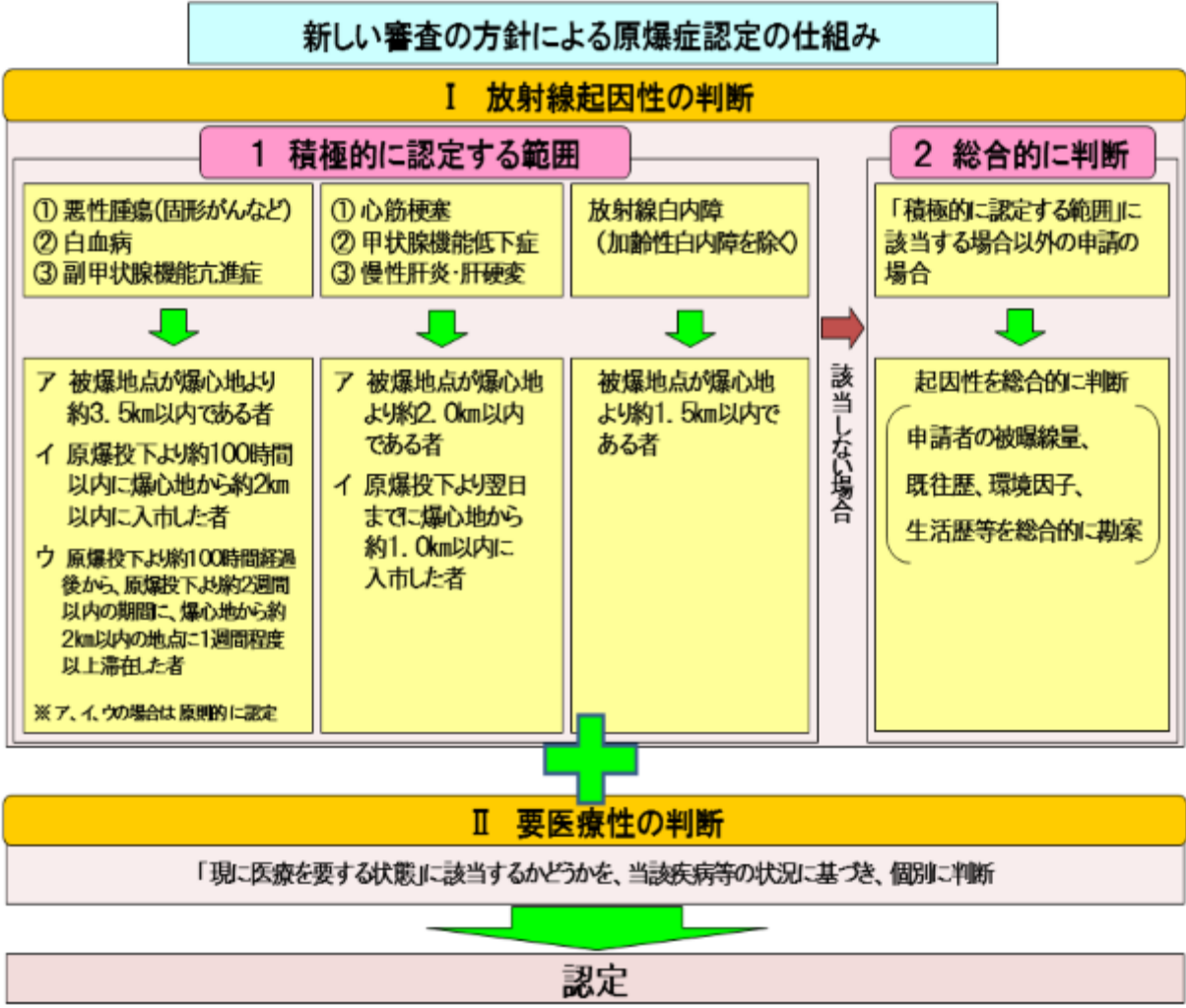
この答申では、戦争の犠牲は等しく国民が受忍すべきという考えのもとに、国家補償としての被爆者援護法を否定しました。

被爆者の医療福祉相談にかかわるソーシャルワーカーは、この答申を深刻に受け止めました。とりわけ、被爆者の衝撃と怒りは計り知れないものでした。この答申を乗り越えるために、ソーシャルワーカーのできる活動として、専門ボランティアによる被爆者相談を実施し、被爆者を支援することを目的に原爆被害者相談員の会を発足させました。

毎年8月6日には「証言のつどい」を開催するとともに、それをきっかけに被爆者の証言グループも誕生しました。現在、原爆症認定裁判の陳述書作成援助や支援、在外被爆者裁判の支援活動などを行っています。

2001年 原爆症認定基準を初めて公表（日本政府）

被爆距離（3.5km内）と癌との原因確率を示す。

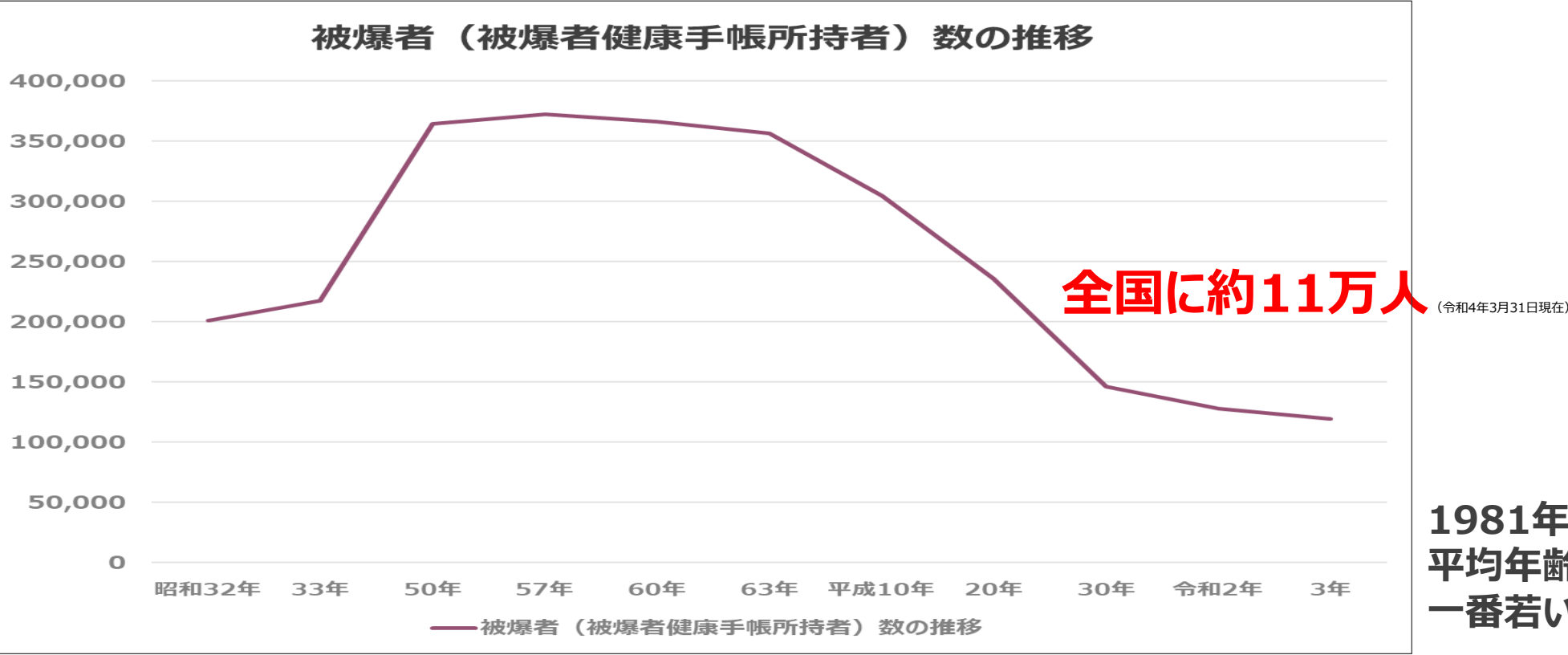


2. 概要および制度

① 被爆者健康手帳

「被爆者」にあてはまる方には、手帳が交付されています。
都道府県知事が指定した医療機関等で、無料で診察、入院等が
受けられます。

後遺症：悪性腫瘍、白血病、副甲状腺機能亢進症、熱傷瘢痕(はんこん)・ケロイド、負傷、肝機能障害、心筋梗塞、放射線白内障など。

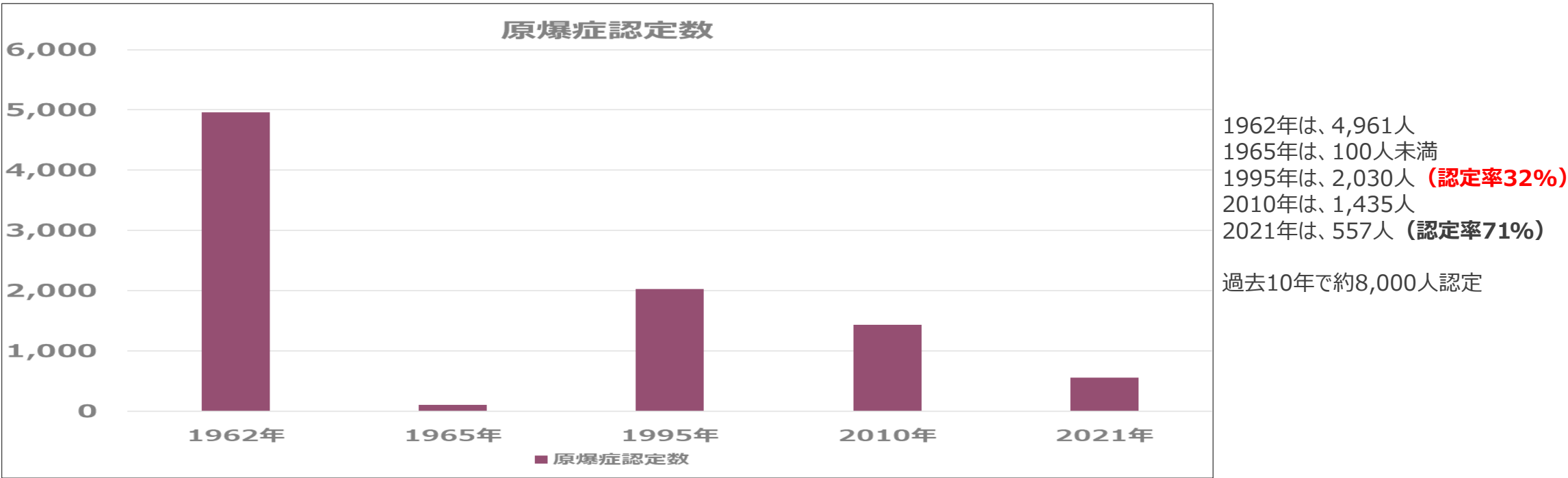


1981年の**37万人**を**ピーク**に減少。
平均年齢**84歳** (2022年)
一番若い胎内被爆者は73歳。

② 「原爆症」認定

病気やけがが、原子爆弾の放射線の傷害作用によるものであり、現に治療を要する状態にあるという厚生労働大臣の認定を指します。

なお、「被爆者であることの認定」（被爆者健康手帳の交付）とは異なるものです。



● 癌などの発病や診断に伴い申請。

→ 医師の診断書で被ばく距離や被爆時年齢の聴き取り。

申請については、証人はいない（曖昧な記憶）、手続きの大変さ、社会的不利、思い出す・話すのが嫌などの理由でしない方が多い。

③ 各種手当について

原子爆弾の傷害作用のため生活能力が劣っていたり、原爆に起因する病気やけがのために特別の出費を必要とする人が多いこと等にもとづき設けられた制度です。

手当の種類	支給要件	支給額 (令和5年度)	受給者数 (令和4年3月末)
保健手当	2km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人（下記以外の人）	月額17,940円	
	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	月額35,760円	計3,240人
健康管理手当	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害(白内障)、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人	月額35,760円	97,456人
医療特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人	月額145,420円	6,062人
特別手当	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人	月額53,700円	2,613人
原子爆弾小頭症手当	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人	月額50,050円	14人
介護手当	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	(重度) 月額105,800円以内 (中度) 月額70,520円以内	
家族介護手当	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)	月額22,830円	
葬祭料	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給	212,000円	

受給率：約5%
約6,000人

約1%

3. 支援内容

① 被爆者健康手帳申請と原爆症認定申請

提出書類に被爆状況や症状や疾病について、被爆者から1～3時間かけて聞き取り記載する。

申請について

被爆者健康手帳及び健康診断受診者証の交付を受けようとする場合は、広島市にお住まいの方は広島市長に、その他の市町にお住まいの方は市町役場（呉市の場合は、呉市保健所）を経由して広島県知事に申請することとなります。

必要書類は、おおむね次のとおりです。（申請書様式は市町役場に備え付けています。）

- 1 被爆者健康手帳交付申請書及び被爆申述書または健康診断受診者証申請書
- 2 証明書など、被爆事実を確認できる書類
- 3 当時幼児であった方は、戸籍謄本（申請者とその母親の両方の氏名、生年月日が記載されたもの）

様式第六号

意見書

令和 年 月 日 作成

記載例

負傷又は疾病の名称 被爆者健康手帳の 番号	被爆者の氏名	
既往症 (第1)	原子爆弾の傷害作用に起因して負傷し、又は疾病にかかり、現に医療を要する状態にあると考えられる疾病等の傷病名を記載してください。（判断が困難であったり、他の傷病名と誤認することのないよう正確に記入してください。疾病、傷害及び死因分類（ICD-10（2003年版）準拠）や医学界で通常用いられている傷病名を記入し、略語やあまり使用されていない医学用語は避けてください。）	
現病所見 (第2)	現病歴や診断根拠、治療内容等について記入するとともに、内容を確認できる書類を添付してください。（申請疾病ごとに必要な書類が異なります。）	
当該負傷又は疾病に 関する原子爆弾の放 射線起因性等につ いての医師の意見及び その理由 (第3)	申請疾病等に対する手術を実施している場合は、当該手術の施行年月日及び術式名を記入してください。申請時点では、手術を実施していない場合であっても、将来的に手術を予定し又は検討している場合は、その手術の予定時期及び術式名を記入してください。	
必要医療の 内容及び期間 (第4)	内容	期間（入院） (通院)
医療機関の名称及び所在地		
医師氏名		

(第1) 過去の病気及びその時期などについて、具体的な内容を記入してください。

(第2) 現在の症状・所見及び診断の根拠、症状の経過などについて、具体的な内容を記入してください。

(第3) 放射線に起因すると思われる場合には、その根拠を記入してください。
なお、不明な場合には、特記の記載が無くとお結構です。

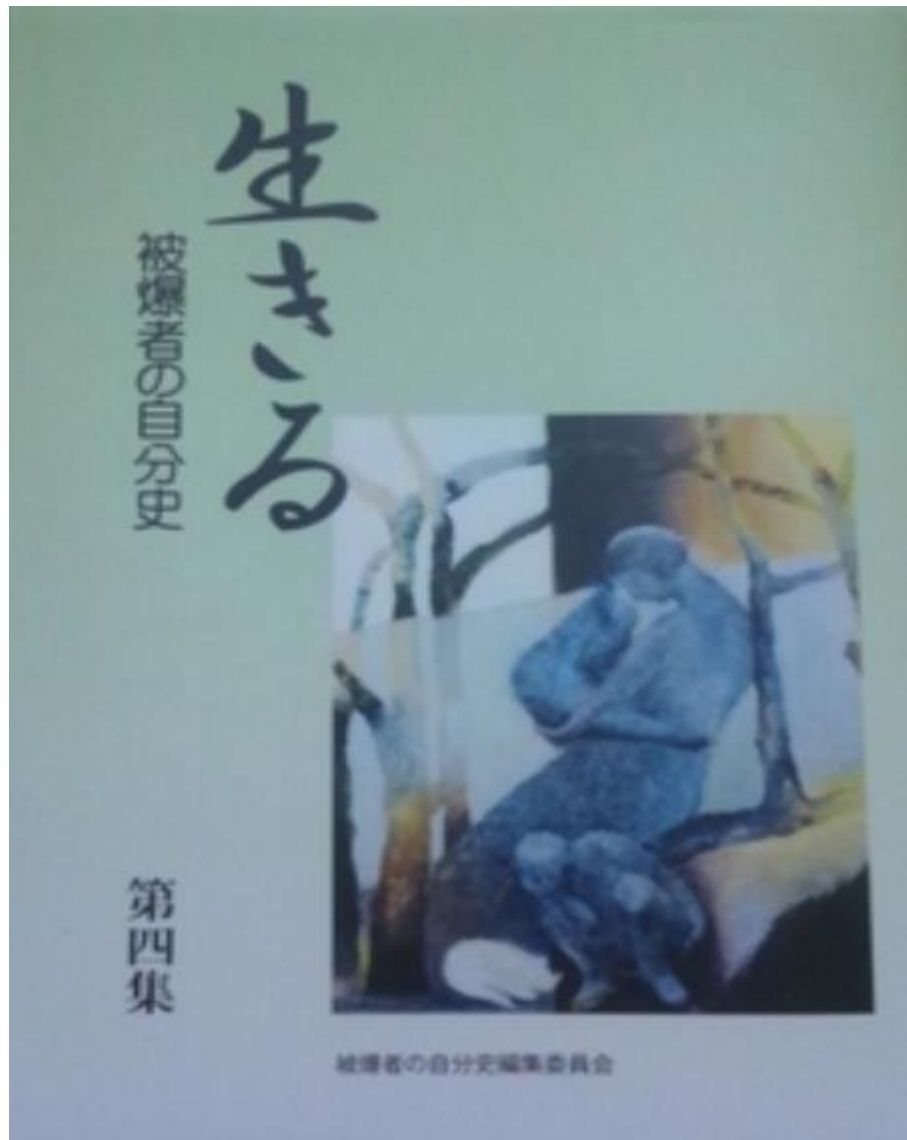
(第4) 可能な限り詳細に記入してください。

② 自分史『生きる』の発行サポーター

1995年～出版。現在、6作目

被爆者の被爆体験やこれまでの人生を言葉にしてまとめる作業（60名～）。

「いのち」「くらし」「こころ」にわたる苦悩、生活史の聴き取り。
理不尽さへの共感。



MSWは自らの問題として捉え、「支援者」から
「同伴者」「継承者」へと視点を転換していく。



③ 8.6証言のつどい

とき 2014年8月6日(水)

ところ 広島YMCA本館 (受付1階、会場4階)
広島市中区八丁堀7-11 TEL(082)227-6816

参加費
午前の部 大人:500円 高校生以下:300円
午後の部 無料

8.6 第三十三回 原爆被害者 証言のつどい

プログラム
〈午前の部〉
9:30～ 受付開始
10:00～11:45 証言
(小グループで証言をじっくり聞き、ヒバクシャと交流)
〈午後の部〉
13:30～ 琴で伝える“ヒロシマ”
～広島と京都をつなぐ演奏会～
琴の演奏者
奥山 喜美子さん (菊夕峰 祝美)
津熊 淳子さん (南津 紫寿紗)
河合 美代子さん (河合 美代子)
尺八の演奏者
上村 武巳さん(上村 風山)
14:30～ 意見交流会、平和の歌合唱
15:00 午後の部終了
15:10～ 原爆被害者相談員の会 総会
15:30 総会終了
* 終了後、会費制交流会を行います

問い合わせ先 原爆被害者相談員の会
専用携帯 090-7375-1211

●広島YMCAホールまでのアクセス●
・広島電鉄市内電車(5番以外)で約15分、立地電停下車 徒歩8分
・広島バスセンターより徒歩10分
・広島駅からタクシーで約10分

1982年～ 年1回、YMCAにて。
証言者（10名～）、参加者（200名～）によるつどい。

「原爆は人間に何をなしたのか、人間は原爆
に対して何をなしうるのか」を社会に問う。

第28回（2009年）には「戦後は続く沖縄と広島」で元新聞記者の比嘉 氏が講演。



YMCA（1844年にロンドンに誕生し、現在120の国と地域に
広がる国際団体）
キリスト教の「愛と奉仕」の精神に基づき、さまざまな事業や活動
を行なっています。

広島YMCA（1938年10月25日に創立）
人びとの生涯をととした全人的成長を願い、さまざまな事業や活
動を通じて地域貢献・国際貢献をめざしています。

④ 機関誌『ヒバクシャ —ともに生きる—』発行（年1回）

内容

- ・新しい原爆症認定制度の問題点
(広島共立病院前院長 青木克明氏)
- ・在外被爆者に対し被爆者援護法による医療援護を求める裁判
(龍谷大学法科大学院教授 田村和之氏)
- ・在外被爆者の原爆症認定申請援助
(広島共立病院MSW 山地恭子氏)
- ・昨年12月の栗原淑江氏の講演録「『自分史』を書く、『自分史』を読む」
- ・「長崎から学ぶ体験・継承」調査・研修
- ・NPT再検討会議の参加報告

2010年 第27号

ヒバクシャ

—ともに生きる—



原爆被害者相談員の会

ヒバクシャ

—ともに生きる—

第7号



原爆被害者相談員の会

⑤ 原爆症認定裁判の陳述書作成



<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=>

2003年に原爆症認定の却下処分を受けた全国の被爆者が取り消しを求めた**集団訴訟**が始まる。2006年に全員勝訴（41人）。2017年の判決（11人）では敗訴となり、裁判が続く。多くのSWが手伝いをした。60年前の曖昧な記憶を聞き取り、思いを陳述書へ記載した。



<https://lucian.uchicago.edu/blogs/atomicage/2020/02/27>



<https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=>

原爆症認定訴訟 訴え退け原爆症と認めない判決確定 最高裁via NHK News Web

Posted on [2020/02/27](#) by [nfield](#)

広島や長崎で被爆し、白内障などの病気になって経過観察とされた人たちを原爆症と認定するかどうか争われた3件の裁判で、最高裁判所はいずれも訴えを退けたうえで、経過観察の人を原爆症と認定するには「経過観察じたいが治療に不可欠で治療の一環だといえる特別な事情が必要だ」という初めての判断を示しました。

被爆の影響で白内障などになり、経過観察とされた被爆者らが国に原爆症の認定を求めた3件の裁判では、広島高裁と名古屋高裁が一部の被爆者を原爆症と認めた一方、福岡高裁は認めませんでした。

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/kokuminshinsa/trial-3sh20200225.html>

⑥ 被爆者外来

沿革

旧日本赤十字社原爆病院は、原爆被爆者の健康管理と診断治療にあたる専門の医療施設として1956年9月に設立されて以来、被爆者治療の中心機関としての役割を果たしてきました。1988年4月に広島赤十字病院と合併し、現在は広島赤十字・原爆病院の原爆医療部門として原爆被爆者の健康管理と疾病の診断及び治療に力を注いでいます。



事業内容

● 広島赤十字・原爆病院原爆医療部門は、次のような事業を展開しています。

放射線被曝者医療国際協力推進協議会(HICARE)への参加協力

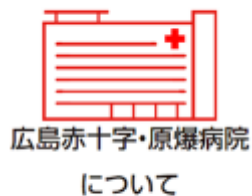
平成3年度から、国や医師会等関係機関の支援を得て、広島県・広島市の事業として始められました。これは、世界各地で発生している放射線被曝による被災者の医療に関して、広島が集積している原爆被爆者治療の実績及び放射線障害に関する調査研究の成果を、これら被曝者の医療に有効に生かしていくための体制を作り、広島が世界への貢献と国際協力の推進に寄与することを目的としています。当院では、この協議会組織に参加協力すると共に、来日医師研修の受け入れを行っています。

在外被爆者救護への協力

広島県医師会・広島県が中心となり実施してきた在外被爆者救援(北米・南米健診事業)について当院は参加・協力を行っています。これらの事業は、平成14年度から厚生労働省の「在外被爆者渡日支援事業」へと衣替えし、当院も引き続き事業協力を行っています。また、現在は韓国からの患者受け入れも行っています。

その他

その他、被爆者の医療・生活・福祉相談や来訪者への対応を行っています。



広島赤十字・原爆病院
について

⑦ 原爆小頭症患者

全国22人（2011年）

2011年から広島市に専任相談員（MSW）を配置。医療サービスと福祉サービスの両方の支援。

（施設入所、医療行為：股関節脱臼や糖尿病、親亡き後）

「きのこ会」：患者とその親たち（70代）のグループ。1995年に18名の生活実態調査を行う。

11名が社会制度（身障手帳、障害年金など）未申請と判明。申請援助する。

原爆小頭症「将来が心配」 相談員と患者・家族
初面談

11年5月9日 ■記者 増田咲子



胎内被爆した原爆小頭症患者を支援するため、広島市が4月に配置した専任の相談員が7日、南区役所別館で患者8人やその家族と初めて面談した。病気や親亡き後の生活に対する不安の声が上がった。

患者や家族、支援者でつくる「きのこ会」（長岡義夫会長）の総会に合わせて面談。相談員で、医療ソーシャルワーカーの河宮百合恵さん（55）が病状や生活の不安を聞き取った。患者の川下ヒロエさん（65）＝東区＝の母親、兼子さん（89）は「娘が一人になった時が心配。気軽に何でも話せる関係をつくりたい。そうすれば安心できる」と話していた。

厚生労働省によると、原爆小頭症患者は全国に22人。うち10人が広島市内で暮らしている。一方、4月から始まった小頭症患者の相談事業は、市が事業主体のために「市外の患者へは積極的には関われない」（市原爆被害対策部）という実情もある。

「国の責任」での相談員の配置を求めてきたきのこ会はこの日、市外の患者へも等しくケアが届くよう市と国にあらためて要望することを確認した。

（2011年5月7日朝刊掲載）

他の取り組み

- **チェルノブイリ原発事故（1986年）の被災者**と1996年から現地交流。原爆展の開催など。
- 相談員の会が、健康相談会として2012年、**2014年に福島原発被災者・避難者**への訪問。
 - ①行動や食事、健康などの記録を残す ②放射線被害のオープンな情報提供
 - ③現地ソーシャルワーカーへの支援 ④被災者への補償法整備の情報収集
- **在外被爆者支援。**

韓国、米国、ブラジルなど外国人への手当受給や原爆症認定などの支援。
厚生省によれば、約2,658人（2022年、長崎含む。2005年は18,069人）。
- **被爆者の体験継承**に向けた取り組み

2008年9月26日～28日、ひめゆり平和祈念資料館（沖縄県）を訪問し学ぶ。
沖縄戦記録フィルム運動の会、沖縄戦語り部、集団自決チビリガマ（読谷村）など。
- 福井県立大学の取り組み

「平和と人権を考えるフィールド教育プログラム」で広島と沖縄へ社会福祉ゼミ研修を例年実施。
被爆者や沖縄戦体験者に会い、語りを直接聴くこと。

4. 感想や意見交換

引用・参考文献

原爆被害者相談員の会編著（2019）「ヒロシマのソーシャルワーク 不条理の是正という本質に迫る」かもがわ出版.

原爆被害者相談員の会ホームページ <https://blog.canpan.info/hibakusoudan/>

広島平和記念資料館ホームページ <https://hpmmuseum.jp/>

広島市ホームページ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/atomicbomb-peace/9399.html>

広島県ホームページ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島赤十字・原爆病院ホームページ <https://www.hiroshima-med.jrc.or.jp/about/info-2/page-11/>

厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/genbaku/index.html

中国新聞 ヒロシマ平和メディアセンター ホームページ <https://www.hiroshimapeacemedia.jp/?p=4169>

ご清聴ありがとうございました。

